

付加徴収金額の廃止について

◎C階層及びD1階層においては、前年度分の固定資産税額によって、条件を満たせば一階層上位の保育料となる。

元階層	条件	変更後の階層
C	前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	D1階層と認定する
D1	10,000円以上である世帯	D2階層と認定する

例)保育標準時間の場合

階層	3歳以上	3歳未満
C1	2,200	3,500
D1	7,100	8,500
D2	9,700	11,100

C階層で3歳以上の保育標準時間の場合、保育料は2,200円であるが、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上であれば一階層上位のD1階層となり、保育料は7,100円となる。

※実際の適用者がいないため、次回の条例改正の際に廃止したい。